

とみおか

2017.4月 お知らせ版



春の交通安全運動(2009年4月撮影)

自家消費野菜等の放射能測定

富岡町では、食品等に含まれる放射能に対する不安解消を目的として検査を行っております。

測定を希望する際には、電話予約が必要になりますので、検体を持参する受付場所にお電話していただきますようお願いいたします。

(例：富岡町の庁舎へ持参する場合には、復興推進課へ電話)

○受付場所・受付日時等

検査場所	受付日時	電話番号	検査方法
富岡町役場 (復興推進課)	平日	0240-22-9003	ゲルマニウム 半導体式放射能測定
富岡町役場 いわき支所	(年未年始を除く) 9時～12時	0246-88-1987	簡易測定 (破壊式)
富岡町役場 郡山支所	13時～15時	024-983-9021	

○検査方法について

	ゲルマニウム半導体式放射能測定	簡易測定(破壊式)
必要な 検体の量	食品 300グラム 土壌	1キログラム
	飲料水 500ミリリットル	1リットル
特徴	簡易測定と比較し、 精密な測定が可能	国の基準値を超えているか どうか確認することが目的
検出限界値 (目標)	食品：10Bq/kg 土壌：100Bq/kg 飲料水：1 Bq/kg	食品：20Bq/kg 飲料水：20Bq/kg
前処理 (持参方法)	食品 1. 泥等をきれいに水洗い 2. 食べない部分を取り除き可食部のみにする 3. 5ミリメートル角以下に刻むか、おろし金・ミキサー等で すり潰し、二重にした使用していないビニール袋に入れて持参 土壌 二重にした使用していないビニール袋に入れて持参 飲料水 きれいなペットボトルに必要量を入れて持参	
検査結果 検体の返却	毎週木曜日に検査を実施し、 検査日から1週間を目安に 検査結果表を送付します	1時間程度で検査結果 をお渡しできます

○食品衛生法で定める基準値

食品群	飲料水	牛乳	一般食品	乳児用食品
基準値(Bq/kg)	10	50	100	50

復興推進課 放射線健康管理係 ☎0240-22-2111

県政相談のお知らせ

県では、県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

【相談場所】

- ・福島県庁県政相談コーナー
- ・県の各合同庁舎内県政相談コーナー

【相談時間】

月曜日～金曜日(祝祭日、年未年始は休み)
午前：9時～12時 午後：13時～16時

【県政相談専用電話等】

- ・県庁：県政相談コーナー
☎0120-899-721または024-521-7017
✉kenseisoudan@pref.fukushima.lg.jp
- ・県合同庁舎内：県政相談コーナー
県中地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-722
県南地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-723
会津地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-724
南会津地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-725
相双地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-726
いわき地方振興局県政相談コーナー
☎0120-899-727

☎福島県県民広聴室 ☎024-521-7013

被災家屋等の解体について

町内の被災家屋等については、平成26年度から環境省による解体事業が進められています(帰還困難区域を除く)。この事業は町が発行する罹災証明書で、半壊・大規模半壊・全壊のいずれかの判定を受けた所有者の申請に基づき順次実施されているもので、費用はかかりません。また、倒壊の危険性が高い崩垣等の場合でも、解体撤去できる可能性があり、ご相談ください。

現時点で受付期限はありませんが、今後期限が示される可能性があります。解体・撤去を希望される場合は早めの申請をお願いいたします。

【申請・問い合わせ先】

被災家屋等解体受付センター

▼富岡町役場郡山支所内

☎0120-6291550

▼富岡町役場いわき支所内

☎0120-6621550

※申請の際に提出していただく書類・写真等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

被災住宅用地に係る固定資産税の特例について

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)については、賦課期日(1月1日)において、住宅が再建されず空き地(更地)の状態であっても、平成33年度分まで、引き続き住宅の敷地とみなし住宅用地の特例が適用となります。

※固定資産税課税標準額を、200平方メートルまでは6分の1、それを超える部分については3分の1とする。

国税務課 固定資産係

☎0240-2212111

粗大ごみ等の回収についての案内

屋内外の粗大ごみや廃家電等の回収を、国の事業で実施しております(帰還困難区域を除く)。

以前回収を実施された方についても受け付けますので、(株)丸東へお問い合わせください。なお、フレコンバッグ

(除染等で利用する大型の袋)が事前に必要な方は、復興推進課までご連絡ください。

丸棟丸東(環境省委託業者)

☎0120-707-1110

環境省福島環境再生事務所

県中・県南支所(廃棄物担当)

☎024-983-0610

復興推進課 除染対策係

☎0240-2212111

東京電力から屋内片付け・宅地周りの草刈りについてのご案内

東京電力では、町内の屋内片付け・宅地周りの草刈りのお手伝いを実施しております。お問い合わせ・申し込みについては、左記専用ダイヤルまでご連絡ください。

※申し込み状況等により、実施まで2カ月以上かかる場合があります。

閩屋内片付けお申し込み専用ダイヤル

☎080-5980-1084

※土・日・祝祭日を除く
午前9時から午後5時まで

除染に関する相談窓口

町内では主にフォロワーアップ除染が実施されておりますが、除染について相談や問い合わせがありましたら左記までご連絡ください。

閩福島環境再生事務所

富岡町相談所

☎0240-2518236

復興推進課 除染対策係

☎0240-2212111

交通事故相談のお知らせ

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けします。相談は無料です。秘密は厳守します。

相談場所

福島県庁県政相談コーナー(本庁舎2階)

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

☎024-521-4281

相談時間

月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

9時～12時、13時～16時

巡回相談

交通事故相談員が出向いて相談を受け付けます。相談を希望される方は、左記の日程及び会場をご確認の上、必ず事前に予約をとり、指定された時間においでください。

・予約は、原則として相談日の前日正午までです。(予約がない場合には、相談会は実施しませんのでご注意ください。)

【予約受付先】

福島県庁県政相談コーナー

☎024-521-4281

	郡山合同庁舎	白河合同庁舎	会津若松合同庁舎	いわき合同庁舎
4月	25日(火)	18日(火)	11日(火)	6日(木)
5月	23日(火)	-	16日(火)	11日(木)
6月	27日(火)	20日(火)	13日(火)	6日(火)
7月	25日(火)	-	11日(火)	4日(火)
8月	22日(火)	15日(火)	8日(火)	1日(火)
9月	26日(火)	-	12日(火)	5日(火)
10月	24日(火)	17日(火)	12日(木)	3日(火)
11月	28日(火)	-	14日(火)	7日(火)
12月	19日(火)	12日(火)	5日(火)	7日(木)
1月	23日(火)	-	16日(火)	11日(木)
2月	27日(火)	20日(火)	15日(木)	6日(火)
3月	27日(火)	-	13日(火)	6日(火)



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課あてにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。